

- 二、勤続三箇年以上の者に對しては退職手當の外に其三倍以上の金額を支給す
 - 十、一般罹病者の缺勤三週間以上に達する時は缺勤中日給の二分の一以上の救済金を給與すること但し其の給與引續き三箇月以上に達する時は其後の給與額を日給三分の一まで減ずることを得
 - 十一、俱樂部を一般従業員に開放使用せしむること
 - 十二、作業服の支給を従業員全般に及ぼすこと
 - 十三、今回の要求交渉中並に其解決後に於て一切犠牲者を出さざること
 - 十四、前記十三箇條項の要求は大正十年五月一日より實施すること
- 右要求提出致し候間至急御審議の上來る大正十年四月三十日午後四時までに御回答相成度此段申出候也

大正十年四月二十八日

電業員組合代表者

佐藤安太郎	村井晴五郎	山端清	中村義明	本田幸次郎	渡邊秀作	杉谷七太郎	木村孝次郎	藤野惠旭	松谷甚一	稻本喜兵衛	仙波正	井岩松
-------	-------	-----	------	-------	------	-------	-------	------	------	-------	-----	-----

徳田政太

大阪電燈會社社長宮崎敬介殿

上述の如く、職工側の動靜は近く何事か起るべきを豫想せしめざるには非ざりしも、同日此種の強硬なる要求の提出を見たるは會社側に於ても多少意外とせるものゝ如く、二十六、七日に於ける役員會議に於て、會社側の態度は略決定し居たるに拘らず、眼前に控ゆる五月一日の労働祭に對して考慮を拂ふことの有利なるを認め、二十九日午後一時より本社樓上に臨時労働問題調査委員會を召集して對策を協議したり。同委員會は同社支配人、技師長、安治川發電所長、春日出發電所長、機關課長、營業課長、電氣課長、線路課長、庶務課長の役員を委員とする、大電社内にてける調査研究機關なるが、同委員會に於て審議の結果、『今回の要求條項は頗る廣汎に涉り、假令之を承認するとしても、先づ會社従業員規定の改定を行ひたる後に非ざれば實行不可能に屬す、然るに會社内規の變革は事重大なるを以て慎重なる審議を要すべく、従つて組合側の限定せる三十日午後四時迄と短期間を以てしては、到底其等の餘地なければとの理由の下に、一先づ要求の撤回を迫ると共に、回答期を遷延せしめて五月一日を經過せしめたる上、徐るに對策を講ずべし』との議一決したり。

此要求に對し、宮崎社長の如きは裏面に絲を引く一部の煽動に因るものとなし、而して組合に對する態度は極めて強硬なるものありしは、下記の談話に依りて察知し得らるべし。